



第 22 期第 13 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 4 年 12 月 5 日

第22期 第13回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年12月5日（月） 午後2時から

2 場 所 静岡中央ビル5階 第2会議室（静岡市葵区追手町9-18）

3 議 題

（1）諮問事項

ア 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について

イ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

（2）協議事項

漁業権の一斉切替に係る漁場計画原案について

（3）報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

（4）その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員

鈴木 精 橋ヶ谷善彦 西原 忠 原 剛

日吉 直人 金指 治幸 内山 希人 渡邊 俊了

高田 充朗 安間 英雄 三浦 綾子 影山 佳之

Web参加委員

鈴木 伸洋 李 銀姫 田口さつき 眞鍋 淳子

水産・海洋局

板橋 威

水産資源課

松山 創 山田 博一 永倉 靖大

事務局

伊藤 円 池谷 得維 松浦 玲子 市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第 22 期第 13 回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員 15 名中 8 名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。

なお、本日、鈴木伸洋委員、李委員、田口委員、眞鍋委員は、Web で御参加いただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、電子機器を多く置いてあります。そのため、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web 会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話し願います。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

それでは鈴木会長、よろしく願います。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私からです。伊豆漁協稲取支所の鈴木です。私の所はキンメ漁がメインなんですけれども、多少は良くなってきたんですけれども、ただ天候が安定しなくて、小さい船の仲間が出漁しないので、出ても 3 分の 1 程度の出漁にとどまっています。相場は通常の時に比べれば高くなっており

ますが、相場で水揚げ額をカバーするところまではいっていません。

伊豆漁協全体としては、イセエビ漁、今年は南伊豆あたりが苦勞しています。水揚げが前年度を何トンも割るような状態で、四苦八苦しているのが現状です。

タカアシガニが12月1日解禁ということで、先日の漁について稲取の船に聞いたところ、20匹程度。他の仲間の船に聞いても大体それくらいじゃないかな、例年並みだよということでした。私の方は以上です。それでは西原委員お願いします。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。シラスについては相変わらずの不漁です。1日出ては3日休みという具合です。各船の漁も1かご2かごということで、価格が7万円くらいまで上昇しています。漁業者も困っているんですが、加工屋さんが大変だと思います。その他の漁については、今はひき縄船で、サワラとカツオとヨコワをやっています。カツオ、ヨコワについては例年より型が小さいものですから、単価がそこまで伸びておらず、まとまった量もありません。サワラについては、イワシ類の来遊が見られず、餌を追ってのサワラの動向が気になります。良かったのは11月のエビ網ですね。今年は円安でオマールエビが高いものですから、代わりに小型のイセエビがだいぶ買われております。スタート時点から、5千円、6千円。高いときは7千円を超えるような値段がついています。量は去年よりは少ないですが、助かりました。

定置に関しては、イワシがなく、シラスも少ないものから、アジ類がまとまって入ることが少ないです。入るのはニベという暖水系の魚ですが、単価がたいしたことないものから、ぱっとしません。全体まとめると、組合経営が大変な状況です。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。西原さんが言われたように、シラス漁は1週間休んで、出て、網入れなしで帰ってくるということが何回か続いております。今年のシラス漁はこれで終わりかなという感じがしております。

浜名湖の中では12月1日からシラスウナギ漁が始まった

んですが、例年、始まりの時期はそんなに大獲れということはないものですから、これからの漁に期待しております。ノリも始まっておりますが、これまでの暖冬で生育が良くなかったんですが、この2、3日の冷え込みでこれからの大潮の時期の育成が楽しみです。アサリ漁は相変わらずの不漁でございます。カキは去年今年と順調にとれております。以上です。

○金指委員

沼津の内浦漁協の金指です。中型まき網は、冬型の気候で11月中は思うように出漁ができなかったんですが、漁場へ行ってみると10月にいたマサバの大群は消えておりまして、小群れでありました。10月は500t近くサバを水揚げしたんですが、11月は100tでした。ただ、大中型まき網が、我々が出ないときでも、ウルメイワシを獲っていたので、ゴマサバやウルメイワシ、これらが月休み前に獲れていたもので、期待するところでもあります。また、沼津全体をみますと、シラス漁は不漁、定置も去年よりはちょっと悪いという状況です。それから刺網ですが、ヒラメが週に1匹みるか、3日に1匹みるかという感じだそうです。養殖ですが、ようやくコロナが落ち着きまして、タイが売れており値段が少し上がったと聞いております。アジは稚魚が入らなくて、非常に困っているという話を聞いております。以上です。

○渡邊委員

浜名漁協所属の渡邊です。フグは10月スタートは良かったんですが、最近は冬型の気圧配置ということであまり漁に出られなくて、先月出たのが25日と29日ですか。11月の29日は単価がすごく良くて、キロあたり一番最高で12,700円、安くて小型のものでも6千5、6百円。単価が良いだけに量がなくても行って大きいものを釣ってくれば、その日に15、6万になります。今日も無理して行ったんですけども、今日は全体的に量がなくて、浜松沖から天竜沖に行った船は1匹とかで、自分がやった場所が、1回で帰ってきたんですけども、大きいものも入れて3匹。舞阪沖に出た船が2匹。県境の方に行った船はわからないんですけども、多分舞阪に行くよりも西側に出た方が量があると思います。今年のフグは全体に水温が高いということもあって、浅いところで釣

れていたんです。11月25日は水温が下がって18℃台。そこからみると水温が3℃から4℃ほど下がって、それまではすごく浅いところで獲れていて、5ヒロから7ヒロくらいの所で2回だけだけど30匹あまり釣れたということがあったんですけれども。

シラスと魚曳きが出ていると、その日は禁漁になりますので沖に出ています。今日もそうだったので沖でやった結果、量があまりないという状態です。単価が良いだけに数匹でも釣ってくればその日の日当にはなるような漁です。浜名湖内でドウマンガニを獲っている人ですけれども、ここ3日4日前から急に獲れ出して、一晩で30匹から40匹獲れるという状態が続いておりました。これで今シーズンは終わると思います。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆沖のサバに関してですが、前回から2ヶ月弱ですが、ほとんど伊豆大島周辺でたもすくいをやっております。漁獲量はたいしたことないですが、大島近海はサバが大きくて、鮮魚がそこそこの値段で推移しておるものですから、なんとかやっています。だんだん漁が少なくなったものですから、12月に入って、1日か2日に利島付近をみました。そこでは小さい200から300gのゴマサバがほとんどだったんですが、ひとつ不思議に思っていることがあります。シイラが見えているんだそうです。同時にサンマも跳ねているんだそうです。夏の魚と冬の魚がああたりでみられる。網が入れられない所なので、たもすくっている。シイラが1枚に、サンマが2匹獲れました。利島から大島あたりにかけて、だいぶ潮が複雑になっているようで11月の終わりに私の所の船が、沈みかけた流木にソナーの振動子をぶつけまして、修理することになったんですけれども。夏に一度どこから流れてきたかわからない網が浮いているということがありました。あのあたりは水技研が出している潮流図に載らないような複雑な潮があるんじゃないかと思っています。以上です。

○日吉委員

定置網の日吉です。定置網は先週、サンマが訪ねてきました。去年も少なかったですけれども、今年は少し早く来たか

なという感じです。来れば、伊豆の名物の丸干しを皆に干してもらえるかなと思いますけれども、なんせ資源が少ないのもわかっておりますので、不安もあります。

他はソウダカツオを獲ったりしてます。マルソウダという日本そばの出汁の材料になるソウダ節に必要なんですけども、日本中になくて高値がついております。それも本来なら夏の魚なんですけれども、ソウダとサンマが一緒に来ているんですよね。マルソウダは夏の魚です。その辺がいつもと違うように感じます。定置はそのような感じです。以上です。

○高田委員

いとう漁協の高田です。キンメダイですが、少し顔を見せたかと思ったら、また大潮のせい潮が速くうまくないような状況です。話を聞くと、中層から下の方の水温が高いようなことを言っていました。また、港近くに油カマスがいるんですが、一旦水温が下がりかけたときに魚群が少なくなったものの、またここ2、3日釣れ出したという話を聞きました。

カマスが来ると、去年はワラサが続いたんですが、今年は早くにカンパチの2kg、3kgのものが釣れたり、今水温が上がってきて、えび網や一本釣り、曳き縄釣りにも2、3kgくらい主体のクエがだいぶ今年はあがりました。

市場をみていると、アカハタが非常に多く揚がっている様子です。キンメは潮が速くてだめなので、その帰りに漁場を変えて1kgちょっとくらいのカツオを油代の足しに釣るような感じです。以上です。

○原委員

11月から始まったサクラエビ漁ですが、11月だけで9回ほど操業して、12月はまだ出ていません。9回出て今85t、1日平均4tから12tくらい。11月はまあまあこんなものかなと思ってやっていたんですけども、11月末から天候不良で、今夜やりますけれども、約1週間ぶりになります。まだ85tだとちょっと寂しいという状況なので、湾奥と呼ばれる富士川から由比沖あたりの調査もしつつ、去年はまったく見えなかったサクラエビも、由比沖あたりでも、魚群探知機や調査網で見えるものですから、反応が良かったらあと3週

間ですから、合計で 150t くらい操業できればと思っています。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございました。

それでは、本日の議事録署名人を、高田委員と李委員にお願いいたします。

今回も、1 時間に 1 回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10 分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、(1) 諮問事項のア 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和 5 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。

議題 1 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和 5 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。

座って説明させていただきます。資料 1 を御覧ください。

まず、資料の構成を御説明します。1、2 ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3 ページが県公報告示案、4 ページが国からの配分通知、5 ページ、6 ページが参考資料として、当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋、末尾の 7 ページが知事からの諮問文となっております。

1 ページの 1 の概要から御説明します。知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。

まず、【都道府県漁獲可能量の設定】について資料 4 ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和 5 管理年度のさんま、まあじ、まいわしの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。「現行水準」と定めた根拠については、6 ページのとおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

次に 1 ページへお戻りください。頁上部の【知事管理漁獲可能量（案）】について説明いたします。

ただ今御説明したとおり、さんま、まあじ、まいわしの3魚種について、国が「現行水準」と定めたことを受け、知事管理漁獲量を令和4管理年度と同様に表の1~3のとおり「現行水準」と定めることに承認いただきたいと存じます。

施行の際は、3ページの内容により県公報に告示し、県HPでも公表いたします。

なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

参考までに【県資源管理方針の変更】については、これまでに何度か説明しておりますので説明を省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料2ページの諮問事項を御覧ください。

特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。

御審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、いずれの魚種においても、知事管理漁獲可能量を現行水準と定めることについて御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

マアジに関しては、先ほど内浦の養殖でも稚魚がないというお話がありましたが、これは九州地区で獲っていますが、ここ2、3年獲れなくなって、今、四国で唯一養殖用の種苗を獲っているけど量がないという状態です。一時韓国産も輸入していたりしたんですが、アニサキスも出たりしてだいぶ不評を買ったりしたんですが。

私たちの定置に関しても、夏場において、マアジの産卵時期がずれているせいなのか、魚体が小さくなっている。我々は小さいものは市場価値がないのでだいぶ放流してい

そうでないとアジ全体の全国的な傾向というものがなかなかつかめないというのが現状かなと思います。そのような御提案をさせていただきたいと思います。

○日吉委員

少しよいですか。私たちの漁業には直接は関係ないですが、沼津や伊東なんかでは、干物の産業がすごく盛んです。

干物の原料になっているのはほとんど九州の長崎県のアジです。やはり過剰漁獲があったんではないかと思います。九州の種苗が少なくなったというお話がありましたが、そのへんの影響があるのかなと思います。

○板橋局長

水研機構に見解を示すよう要請するという点に関しては、県の方で考えていきますので、水研とのやりとりの結果が来ましたら、また皆さんに共有したいと思います。

○鈴木会長

それでは、水研機構に要請をするということも含め、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、諮問事項のア 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和 5 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項のイ くらまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。よろしく申し上げます。

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について御説明します。座って説明させていただきます。

お手元の資料 2 を御覧ください。今回は、小型魚の留保の一部を定置漁業に、大型魚の留保の一部を漁船漁業等に開放するといった内容で諮問いたします。

I 経緯の【資源管理の経緯】についてですが、こちらについては以前から継続して御説明しておりますので割愛いた

します。

続けて下のⅡ、諮問事項を御覧ください。1に留保解放の考え方をお示ししています。今回の留保解放の手続は静岡県資源管理方針と、それに続くくろまぐろ（小型魚）と（大型魚）に基づき数量変更を行います。

まずは2ページの下にあります、知事管理漁獲可能量、採捕の種類別、期間別の割当とその消化状況を御覧ください。資料印刷の関係上、11月25日時点と10日ほど前のものとなっておりますが、小型魚の消化については表の1番右の消化率、太枠で囲った所を御覧いただくと定置漁業、それも8-11月の消化率が8割を越えております。それ以外、小型魚のうち漁船漁業、それから大型魚では漁船漁業、定置漁業ともに消化はそれほど進んでおりません。これが県内全体の枠の消化状況です。

それでは1ページ目、Ⅱの諮問事項1の『(1) 小型魚』のところにお戻りください。先ほどの表で御説明したように、漁船漁業等について消化率は高くはなく、残枠が14t以上あることから、12月以降に群れの来遊があっても、現在の枠の中で対応可能であると想定しております。

一方、下のポツですが、定置漁業では10月以降、くろまぐろ小型魚の入網が集中し、11月末までで既に約6.4tが漁獲されています。これは、定置漁業で漁業者による生体放流を積極的に行い、また年度当初から継続しているものの、令和4管理年度中の消化率が9割近くまで上昇しており、この状況が今後も続くと考えられることから、留保枠のうち3.5t分を定置漁業に配分し、効率的な漁獲と余裕をもった漁獲枠の管理を行うようにしたいと考えています。

次に大型魚です。大型魚については、令和4年最初の4月の海区委にて、以下の処理案について皆様にお諮りしています。（半年以上前の諮問になってしまうので再度）その内容について御説明しますと、前年度、つまり令和3管理年度の残りを今年度に自県分として繰越したものの、それから国の繰越し分をもとに、令和4年4月に国から静岡県に12.7トンが追加配分されました。この時の大型魚の数量のうち、漁船漁業等に配分する数量については、確実に漁船漁業等の持ち分として一旦県の留保に組み入れた後、県方針の変更に合わ

せ、改めて海区委で配分数量を諮問することとなっていました。

県方針の変更、というのがこの下のポツになりまして、前回10月に開催した海区委で漁船漁業等の大型魚の管理区分を3種類に、はえ縄漁業、ひき縄釣漁業、そしてその他漁業に分離しました。このうち、はえ縄漁業及びひき縄釣漁業について、12月以降に県枠を十分に活用した採捕ができるよう配分するものです。

なお、通常であれば留保解放は海区委の後、速やかに手続を行います。今回の大型魚の留保解放に限っては、配分の時期を以下のとおりとしたいと考えています。

①はえ縄漁業は、資源管理協定、これは漁業法第124条に基づく認定協定にあたります。これによる自主IQを実施していることから、海区委の答申が得られ次第、配分変更手続を行います。このIQというのは、個別の漁業者や漁船ごとに漁獲可能量を割当てて操業する手法で、今、本県のはえ縄漁業者は、はえ縄漁業に割当てられた枠を自主的に漁業者ごとに配分し、その枠を守ってくろまぐろを採捕する方法を採っています。

このため、自分の持ち枠の範囲内であればいつ採捕しても良い、という考え方にに基づき、委員会の答申が得られた場合は速やかに配分手続を行います。

②ひき縄釣漁業は、もともと採捕実績が少なく留保を解放した後も6.2tと、はえ縄に比べ少ない漁獲枠となります。これを10隻以上の船がダービー方式、これはオリンピック方式とも言いまして、一斉にヨーイドンで採捕するため、過去の採捕実績から採捕量が急増する、最も採れる1月中旬に配分変更手続を行うこととしています。

変更数量案については、3ページの2に諮問事項として今回の変更案の大枠を、その詳細を次のページにお示ししておりますが、4ページの表を用いて御説明したいと思いますので4ページ横書きの表を御覧ください。こちらに、令和4管理年度の知事管理量、採捕の種類別、期間別の割当量の変更を経過とともにお示ししています。

表の1番左が区分。小型魚と大型魚を分けております。このうち、現在の配分の値が丁度中央に独立してある一列の変

更※6に該当します。ここから、右向きの矢印の先が今回の変更となります。小型魚は、留保 5.5 tのうち、3.5 tを定置漁業の12月から翌年3月までの期間に配分し、3.9 tに変更します。大型魚は、留保 11.9 tのうち、もともと漁船漁業等の分として持っていた9.5 tを、はえ縄漁業とひき縄釣漁業で2分の1ずつに分けます。なお、端数処理の関係で留保に0.1 tを残します。

2分の1ずつに分けたあとの数値変更につきまして、はえ縄漁業の変更手続は、本日の海区委で問題無い旨の答申をいただければ速やかに行い、ひき縄釣漁業については、漁獲数量が積み上がってくる1月下旬から2月に使えるよう、1月中旬に変更したいと思えます。

以上が、今回の留保解放にかかる数値の変更案となりますが、留保解放の数量、配分先、解放時期については、あらかじめ県内関係団体や漁協さんに照会をかけており、現場の同意をいただいております。

次の5ページを御覧ください。こちらに知事から海区会長に宛てた知事管理漁獲可能量の変更に関する諮問文、6ページに変更後の告示案のうち、海区委終了後に速やかに行うものです。こちらの対象は、小型魚の定置配分と大型魚のはえ縄配分となります。次の7ページには、1月中旬に行う大型魚のひき縄釣配分用のもをを指示しています。そして、最後の8ページに漁業法の関連条項等を抜粋したものを添付してございます。

なお、今回の留保解放は、漁業法第16条第5項に記載の軽微な変更となりますので、農林水産大臣の承認は不要となり、本案が問題ない旨の答申が得られれば速やかに数量変更の手続を行い、留保を解放する予定です。

最後に、今回の諮問の資料には反映しておりませんが、小型魚については8-11月の期間が終了しています。今後、正確な採捕数量が判明し次第、8-11月の期間中の残枠を翌期間である12月から翌年までの期間に自動で繰越す処理を行います。当該処理後の数値については、今回の資料に反映しておりませんが、処理が終わりましたら委員の皆様への通知含め公表する予定です。

それでは、小型魚と大型魚の留保解放について、御審議の

程よろしく申し上げます。

なお、告示案に字句等の軽微な変更があった場合には、事務局に修正を一任していただきたいと存じます。

以上、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、留保解放の背景を踏まえた上で、今回の数量変更について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

はい、今回の提案ありがとうございます。定置に関しては、今も説明があったとおり、放流に努めています。今日も私の所で小型魚が160kgくらい入りました。1kg行かないくらい大きさです。非常にまだ魚影が濃い状態です。今回協議をしていただいてありがとうございます。よろしく申し上げます。

○鈴木会長

通常だとこの時期3kg、4kgものが揚がりますよね。

○日吉委員

小田原に行くと7kgものが結構揚がっています。同じ相模湾でもちょっと違うんですけども。

○西原委員

県の分配の御苦勞がわかりました。

○高田委員

こうやって分配するのは一番良いことだと思うんですけども、苦勞はわかるんですが、状況を見ているとやはり定置の方は苦戦しています。

10月頃から細かいものが入り出したのかな。日吉会長のところはかなり厳しく放流していますが、現場によっては細かいものを水揚げするところもあるので、やはり温度差が結構あるんですが、現場ではソウダとメジの小さいものを見分けがなかなかつかないので分けることが難しい。

漁船漁業の方にもメジの小さいものは釣らないよう自分

○鈴木会長

それでは議事を再開します。

続きまして、協議事項 漁業権の一斉切替えに係る漁場計画原案について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

引き続き事務局の松浦から、資料3について御説明します。漁業権の一斉切替えに係る漁場計画原案について、資料が資料3と書かれたA4のものと、前回も使用したA3横の表がございます。今回の協議そのものは、このA3横の資料が対象となりますが、漁場計画原案作成にかかる全体説明からいきたいと思いますので、まずはA4縦の資料を御覧ください。

1 ページ目の『漁業権の一斉切替えについて』の枠内につきましては、既に御説明してまいりましたので、免許までの重要な点、一番上の【漁業権漁業】の3ポツ目の下線部のみ読み上げます。海面の漁業権は…の2行目、今の漁業権はいずれも令和5年8月31日に有効期限を迎えるため、令和5年9月1日付で免許を切り替える必要がある。これが今、切替のための作業を行っている最終メ切となります。それでは、2ページを御覧ください。2の『漁場計画原案の作成に向けて』について御説明します。

(1) 要望事項等について、ここが今回の協議内容です。書面及び現地調査を行い、漁業権の利用状況の実態と要望を聞き取ってまいりました。その内容について、県としてこのような案で対処したいというのが、今回協議する内容です。今後、この協議結果を県が策定する海区漁場計画に反映していくのですが、スケジュール及び作業的なものを含め、海区漁場計画について先に御説明したいと思います。

(2) の漁場計画策定について、を御覧ください。前回の海区でも触れましたが、海区漁場計画とは、県がどんな場所にどのような漁業権を設定するかを示すものになります。当委員会の中でも、この「海区漁場計画」という単語は何度か出しておりますが、実際にどういったものかといいますと、お隣の3ページ、それから4ページに添付してございますのでまずは3ページを御覧ください。

これは平成25年の切替時に県広報にて公表したもので最初の2ページ分を抜粋しています。ここに、共同漁業権とし

て、1 公示番号、共第 1 号と記載しており、2 免許の内容たるべき漁業、として (1) から、漁業種類、右隣にいて (2) 漁業の名称、(3) 漁業の時期、それから下に移動していただきまして(4)漁場の位置…と続きます。4 ページには、下の方、3 制限又は条件、4 免許予定日、5 申請期間等々とあります。これが本日、皆様と協議する海区漁場計画の最終形で、それを漁業権の免許に反映したものが次の 5 ページ 6 ページの内容です。これは、共第 1 号、いとう漁協さんと大熱海漁協さんに出している免許の写しで、先ほどの漁場計画の内容に沿って共同漁業権の申請が行われ、法的手続きを経て知事が免許しました、というものです。来年の 9 月 1 日までにこの免許状の発給を済ませる予定で作業を進めております。

では一旦、2 ページの『(2) 海区漁場計画について』にお戻りください。漁場計画は漁業権の元になるものなので、法律でこういう風に作りなさいよ、というのがきちんと定められています。その中でも、重要なものを以下に記載しております。

1 ポツ目、それぞれの漁業権が、海区にかかる海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。これは漁業権というものが排他的に漁業を行うことができるものであるから、漁業調整がついた場所について、または調整をつけてから漁場計画を立てなさいよ、ということと、排他的に漁業ができるとしても、漁業以外の公益に支障を及ぼさないように計画を立てなさいよ、ということを表しています。

2 ポツ目、3 ポツ目は、現在の漁業権をきちんと利用し活用している漁業権については、知事は同じように漁場計画を立てて、今の漁業権者さんがそこで漁業を続けられるようにしなさいよ、ということを表しています。

ここを踏まえて今後、漁場計画を公表して、免許を出すまでどんなスケジュールで何をやっていくのかを御説明します。7 ページを御覧ください。こちらは時間軸ベースのもので、表の一番下が免許日となる令和 5 年 9 月になります。

ちょうど真ん中の色をつけてある部分が、今回の 12 月の海区を示しています。一番上の令和 3 年度の末から要望を聞いたり、実態調査や基点調査で回って得られた要望を、漁場

計画の原案に反映させるための作業を行ってまいりましたが、この後、12月をはさんで下半分のところで、関係機関に協議し、庁内決裁を済ませた後、3月の海区で漁場計画の樹立の諮問を行い、その後5月中には計画を公表し、法定手続に沿って免許申請が行われ、9月1日には免許交付という流れとなります。

次にどんな作業があるのか、作業軸ベースに基づくものを8ページ以降にお示ししています。漁業の免許までの流れのうち、委員会に関する部分についてになります。

まず、漁業権を免許してから毎年実施するものが、1の漁場の利用状況の把握です。免許を出したら終わりではなく、漁業権者が漁場を適切かつ有効に利用しているか否かを把握し続けるための作業があります。今年の6月の海区で、資源管理の状況等の報告について、知事から意見を付して皆様に報告いたしました。その報告等が該当します。

これは、漁業法改正により免許の優先順位が無くなった一方で、では誰が優先的に免許されることになるかということ、適切かつ有効に漁場を利用している今の漁業権者ですよ、という考え方になったので、その判断の根拠となるものです。

次に、免許切替え時の作業です。海区漁場計画の最終案を作成するまでには段階的に(1)、(2)、(3)の作業が入ります。

(1)は今まで皆様に報告、協議してきた内容で実態・要望を把握し、それを素案として固めて行くもので、今回の協議内容がここの最終作業に該当します。

次に(2)です。このステップは、漁業法が改正されたことに伴い、新たに追加された手続です。

今までは(1)の作業の後、そのまま(3)の計画案作成に移って、漁場計画を公表する直前に公聴会を行っておりましたが、それでは利害関係者、例えば漁業者、漁協、それから船舶利用者といった方々が、漁場計画作成の過程で内容を知る機会が無かったことや、そもそも漁場計画を固めていく過程が見えにくい、という課題を改善する目的で新設されたものです。

そしてこれら(1)と(2)の作業の結果を踏まえた上で、(3)に移ることになります。素案を元に漁場計画案を作成

し、同時に漁港・港湾関係者、海保等と漁業権設定についての協議を行い案を県庁内で決裁します。

続いて9ページを御覧ください。

一番上の所です。その最終版の漁場計画案を法律に基づき、皆様に諮問いたします。これは今年度末の3月の海区を予定しております。通常の諮問、例えば先程の、TAC関係の諮問では、その場で答申をいただいておりますが、漁場計画については、委員会は答申する前に、公聴会を開いて関係者の意見を聴いた上で答申することとなっておりますので、これを令和5年の、資料は4年となっておりますが5年の間違いです、4月の次の海区までに開催し、意見を聴く機会を設けた上で4月の海区委で答申をいただく予定であります。

その答申を経て、やっと海区漁場計画の公表に至り、公表内容に基づいて、3の免許手続となりまして、順次、申請受付、申請者に対する免許・不免許等の諮問を経て最後に漁業権免許が出る、という流れになります。

現在は持ち時間の関係で、8ページ2の(1)と(2)を同時並行で進めております。それでは、(1)の作業に該当する、要望に対する対応案について、2回目の協議をお願いしたいと思っておりますので、本題に戻りましてA3横の資料を御覧ください。一部を除き、前回と同じ内容になっておりますが、まず表の見方を御説明します。上から、共同、区画、定置漁業権の順に綴じてあります。

まず一番左側に免許番号等の情報を載せてございます。①に免許番号、②に漁業権者名、③が漁場の位置、④が漁業の種類です。その隣、2が漁場の利用状況です。適切かつ有効に漁場を利用しているか否かを記載しており、複数の項目に基づき県が適切かつ有効に漁場を利用していると判定したものに○をつけております。

その右側に要望事項及び背景、そして要望調査後の対応を記載しております。この要望事項への対処をもとに、さらにその右側、県の案のところに、次回漁業権更新時に類似漁業権となるか否かをお示しし、対応案を記載しております。

共同漁業権は、色をつけていないところが今回変更が発生する箇所となりますが、前回資料との違いは、販売実績の有無を一部確認中としておりました1ページ目一番下の共第

10号、伊豆漁協安良里についてのみになります。実績確認が済んだものを調査時及びその後の対応の所に記載しておりますが、販売実績のあるものが確定したというのが変更内容で、他に変わりはありません。

次に区画漁業権についてです。区画漁業権については、全て団体漁業権として漁協に免許しております、特区第1号から第73号までございます。表の見方は先ほどの共同漁業権と同様です。また、内容については前回の案から変更はなく、漁場環境の変化等により有効に漁場を利用できていないものについて、漁業権者の要望どおり漁場計画から削除いたします。また、3ページ中程の特区第18号から第22号について、新たにわかめ養殖を行える区画を増やしたいという希望のあったところはその旨反映する予定です。

最後に5ページ目、定置漁業権についてです。定第1号から第16号までをお示ししております。基本的に、前回協議の際に報告した内容から変更はありません。変更はないのですが、定第5号、網代漁業(株)が希望する漁場区域の移動について、現在も地元地区と調整をしております、対応が保留となっております。

定第5号以外、定第14号は海保との協議が残っておりますが、基本的にこの案で対応していく予定です。定置漁業権については、まだ調整中の部分があるものの、県の案はこういった内容ですがよろしいでしょうかというのが、今回の協議内容です。

なお、先ほど御説明した8ページ(2)の利害関係者からの意見聴取を同時並行で進めております。A4縦書きの資料12ページを御覧ください。こちらは委員の皆様にも通知をお送りしておりますが、現在、水産資源課のHPに13ページ以降の素案を掲載し意見聴取を行っております。聴取期間は11月22日から12月21日までとなります。

素案の内容には、まだ調整中であるものも含まれますが、法律上、計画作成の過程に透明性を持たせるという考えに則って公表しております。

それでは、A4縦書きの資料2ページの『(3)漁場計画策定までの今後のスケジュールについて』を御覧ください。

一番下のポツになります。次回1月開催の海区では、現在

調整中とした定置漁業権要望の経過報告、それから11月22日から行っている、利害関係者からの意見聴取の結果、それから本日、皆様に協議をお願いする要望への対応案についての御意見とを併せた、次の段階の漁場計画案の協議を予定しています。

今後、最終的な諮問に向け、港管理者、海保等との協議を進めつつ、原案を固めてまいりたいと存じます。

それでは、資料3、A3横書き資料に基づく県の対応案について御協議のほど、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、海区漁場計画の作成から漁業権免許までの流れを踏まえた上で、要望事項に対する県の対応案について、御意見をいただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

御意見ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

鈴木伸洋です、よろしく申し上げます。

事務局にお伺いします。この表の見方についてですが、まず許可番号、2番目が漁場、そしてその横に要望事項及び背景等というようになっておりますよね。その要望事項及び背景等の中の、要望内容に関して、「なし」という表現にしていますけれども、なしなので当然要望事項やその後の背景も横線を引いているのだと思うのですが、「要望内容がなし」というのは、どういう受け止めなのかを教えて欲しいです。

○松浦主査

お答えします。今の漁業権の内容でよいです、という意味合いになります。

○鈴木伸洋委員

私も、県の案の対応のところで、現状と同じ内容という表記をされているので、そのように解釈ができるのですが、要望がなしなのか、要望変更がないのか、というところが、表

示の仕方でわかりづらくなっているのかなと思っておりま
す。要するに要望がないというのは、今まで行っている漁業
に対して変更の要望がない、そういう意味ですよ。

○松浦主査

はい。御指摘ありがとうございます。

確におっしゃるとおりで、受け止める方によってはそう
見られてしまいかねないので、今後修正して対応していきたい
と思います。ありがとうございます。

○鈴木伸洋委員

はい。なるべく県の案の文章と整合性を合わせるという
意味合いで、表現を少し工夫されることを希望したいと思ひ
ます。よろしくお願ひします。

それから、もう1つよろしいでしょうか。3ページの区画
漁業権の大熱海漁協のワカメ養殖についてですが、これにつ
いては要望として、ワカメの他にコンブ、ヒジキの養殖もや
りたいという追加希望があります。それに対して県の方の調
査時及びその後の対応において、検討魚種があれば試験養殖
を行い実績を積む、ということをや要件にしている、現在にお
いては、コンブ、ヒジキ等の養殖の要望は取り下げる、とい
う考え方でよろしいのでしょうか。

○松浦主査

はい。事務局から回答します。

考え方としては、おっしゃる通りなんですけれども、最初
の文章の、試験養殖を行い実績を積む、という部分の解釈で、
こんな魚種や海藻をやってみたい、という御意見はいろい
ろな所から出てきたりしております。ただ、漁業を営む権利の
免許なので、養殖を営めるかどうかの判断ができないと、県
は免許できないものですから、まずは試験養殖をして、見込
みができたら、また要望をしていただく、という意味合いに
なります。こちらでも表現を修正した方がよろしいでしょ
うか。

○鈴木伸洋委員

私としては、水温の上昇に伴って新たな漁業を展開した
い、という点は、新しい漁業法の趣旨に合っていると思ひ
ですね。

ですから、前半部分の実績を積む、ということは重要なこ

とであるんですが、要望を取り下げる、という書き方は、事務局が御説明なさった趣旨からすると、少し強い言葉かと思うので、表現については少し工夫をされて、「可能であれば別途検討する。」という言葉かと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○松浦主査

おっしゃる通りかと思しますので、こちらにつきましても、適切な表現にしていきたいと思えます。

○日吉委員

海水温が高いから、コンブとヒジキをやらない、という表現なのでは。

鈴木委員が、水温が高くなったからいろいろな魚種にトライするという言い方でしたが、コンブは水温が低くないとできないんですよ。だからそれを断念している。要望を取り下げる、という表現は何ら問題ないと思う。

○松浦主査

日吉委員がおっしゃるように、私もこのお話を聞いた時に、コンブの養殖は厳しいかもしれないと思ったのですが、漁業法的には新しくやってみたいという要望があったら1回考えなさいよ、というものがあって、その一方で、実績があってちゃんと収益がつけば、漁場計画に入れられますよ、となっています。

コンブは水温が高いと養殖は難しいと思えますよ、というお話はしたんですけども、試験養殖を行って見て難しいとなったら、今後は要望を挙げないという意味合いの表現です。

○日吉委員

私どもは試験操業でやっています。新漁業法に則って、新しいトライを県に応援してもらっています。今回の大熱海の記載についても、熱海でコンブが育つかな、というのがあって先の発言をしましたが、事務局の説明で、多分、県も積極的に応援するというスタンスなんだなと思いました。

○鈴木会長

それでは事務局は表現方法を検討してください。

○松浦主査

はい。皆様、御意見いただきありがとうございました。

なお、三重海区からやすの定義の見直しと遊漁での使用禁止について要望が挙がっていましたが、他の海区から、現行の定義で支障なく運用されており、定義を変えると反って混乱を来たすおそれが高い、遊漁での禁止は国へ要望するのではなく海区指示で各都道府県で対応すべきではないかと言った意見があり、三重海区がこの要望を取り下げております。

今後の予定ですが、来年5月に開催予定の全漁調連総会決議に向けて、全漁調連事務局で各ブロックの要望事項をとりまとめていきます。その中で要望内容の修正や他の要望と1つにまとめるなど要望文を固めていくこととなります。

次に38ページから51ページまでが第2号議案で他の日本海ブロック、九州ブロックから挙げた新規要望提案について審議され、各海区から特に意見、異論はございませんでした。

52ページ、53ページを御覧ください。来年度のブロック会議が輪番により静岡海区に決定いたしました。来年10月か11月に当県にてブロック会議を開催予定ですので、委員の皆様にはぜひ御出席いただきたく存じます。その他次第にございます、報告事項の要望活動結果については、以前、海区資料として皆様に配布しておりますので、添付を省略いたしました。

また、情報交換事項として、福島海区から漁業と遊漁船業との課題があるか照会がありましたが、前回の海区で委員の皆様から頂戴した御意見のほか、他県海区からも特に課題はないとの回答で、追加の質問や意見はございませんでした。

このほか、水産庁から海区漁業調整委員会の権限と役割について講演がありましたが、こちらも皆様に以前配布した資料と同一の内容、説明でしたので添付を省略しております。

鈴木会長、当日は開会の御挨拶とともに長時間御出席いただきありがとうございました。報告は以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

御意見ないようですので、次に学識委員、中立委員から御

意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

はい、田口です。

下線を引いてある地域がありますが、これは誰が下線を引いているんですか。

○池谷主幹

はい、事務局から回答いたします。

これは、ブロック会議を主催している開催県の海区の方が、前年から変わっている部分に下線を加えております。

これは、各ブロックの要望をみていただくとわかるように、様式が特に決まっていらないものですから、東日本ブロックの会議ですと、表のような形でマスに収まっているんですけども、他のブロックをみますと、海区ごとに1枚ずつ要望が書かれていたりしております。

○田口委員

ありがとうございました。

どのブロックも、クロマガロについての記載が多いなと思ひまして、ちょっとびっくりしました。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○市川主任

はい。次回開催について御報告させていただきます。次回は1月26日（木）午後2時から、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）について、等を予定しております。よろしくをお願いします。

○鈴木会長

次回については、1月26日（木）午後2時からということですので、よろしくをお願いします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期13回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(終了：15:40)

ございました

閉会しま

15:40)


上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和4年12月5日


議長

鈴木 精 

議事録署名人

高田 充朗 

議事録署名人

李 銀姫 



Faint, illegible text impressions in the center of the page, possibly bleed-through from the reverse side.

